



月額
最大 **560円** で加入！

**弁護士保険も
ついてます！**

※お客様の自己負担が10%

不登校？その前に保険

親子のための就学トラブル相談保険

18歳までの子がいる家族をサポートする保険

子供が学校に行きたくないと口にしたとき
学校に相談するだけでなく
相談場所が増え、転校の負担を軽減する
そんな保険です。
弁護士相談もつけられます。



「学校に行きたくない」と突如言われても・・・

不登校？いじめ？家庭生活以外のことは親にはわかりません。
子供は理由を言わないかもしれないですし、
学校に相談しても状況が改善されないかもしれません。



そんなときに、この保険!

補償内容



対人トラブル相談

子供が学校に行きたくない等を言い始め、その原因が「いじめ、不登校」であると考えられ、学校等に相談したうえで、親として多くの選択肢から状況を打開すべく臨床心理士等に親が相談したり、または子供が親に話すことができないことも臨床心理士等に話すことができるかもしれません。そのような際の臨床心理士等に相談費用を支払われます。

※対人トラブル相談費用保険金 最大 5万円



転校費用補償

子供が学校にいられなくなって、転校またはフリースクール等に移った際の費用を転校したものとして支払います。

※転校費用保険金 定額 10万円



オプションで弁護士保険もつけられます！



弁護士相談

子供が学校に行きたくない等を言い始め、その原因が「いじめ、不登校」であると考えられ、学校等に相談したうえで、親として多くの選択肢から状況を打開すべく弁護士に親が相談したり、親が弁護士に委任して問題を解決するように努めた際の費用を支払います。

※弁護士委任前相談費用保険金 最大 10万円
※弁護士委任費用保険金 最大 200万円
但し、両方ともに 10%免責

また、お申し込みの皆様にも！

※スマホセキュリティアプリをサービス！



こどものスマホセキュリティアプリ

ネットいじめや SNS トラブルなどネットトラブル関連の対策としてスマホセキュリティ『Fiii』をご利用いただけます。

※『Fiii』については、『Fiii 公式ページ (<https://www.fiii.net/>)』よりご確認ください。
※『Fiii』の使用をご希望の方は、当社保険申込日の翌日以降、当社 HP の「ご契約者様専用サイト」からお手続きください。

補償の料金を知りたい！！

補償の料金表 (月払)

	対人トラブル プラン	弁護士セット プラン
対人トラブル相談費用保険金 転校費用保険金	◎ ◎	◎ ◎
弁護士委任前相談費用保険金 弁護士委任費用保険金		◎ ◎
小学校	170円	560円
中学校	230円	480円
高等学校	90円	220円



スマホセキュリティアプリ

※当社のサービスです。無料でご利用いただけます。
 ※当社保険申込日の翌日以降、当社HPの「ご契約者様専用サイト」からお手続きください。
 なおアプリの使用は責任開始日以降になります。

月額最大 **560円** で加入できます！

手軽に始められる！

シンプルで
わかりやすいね！



補償の詳細については次のとおりです。

名称	保険金額	支払事由	保険金受取人
対人 トラブル 相談費用 保険金 <small>(親子のための就学 トラブル相談保険)</small>	最大5万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後(注)に、保険契約者または被保険者が当社が定めるカウンセラーに对人トラブルに関する相談(電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。)を行った場合に、その費用(相談費用及び助言支援費用、電話代の通信費、または対面等のための交通費を含む。)を保険金として支払います。なお、カウンセラーにおける相談とは、保険契約者または被保険者の心情を汲み取ることを主とし、状況を変化させられる助言または研修、心情のコンディションを整える支援、または、学校に通えるようにする支援のことをいいます。 (注)被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺(自殺未遂は含みません。)」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局、または警察等の公的機関に相談することを当社が保険金を支払う「保険事故」と定義します。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と当社が定めるカウンセラーからの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 保険契約者が当社に要望し当社が承認した場合に限り、相談したカウンセラーに保険金を直接支払います。 4. 支払われる保険金額については、普通保険約款別表2の支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りま。 	保険契約者
転校費用 保険金 <small>(親子のための就学 トラブル相談保険)</small>	定額10万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、被保険者が転校(別の学校への転校、引越しによる転校、自宅におけるIT等を活用した学習活動、フリースクール等を含む。)を学校から認められた場合、または自主的に退学した後別的高等学校に再入学した場合に、定額の保険金を支払います。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書、学校からの転校に関する書類、または、これらに準ずる書類をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りま。 	保険契約者
こどもの スマホ セキュリティ アプリ Filii <small>(スマートフォン セキュリティアプリ)</small>	24時間 365日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人手を介さずに24時間365日危険からこどもを見守るシステムが付与されています。 2. 保険契約者および被保険者の端末におけるサービス・アプリにて会話の内容を分析して、保険契約者および被保険者の携帯にアラートを通知します。 3. アラート作成は、悪口、いやがらせ、無視、暴力、不当な要求、わいせつ、出会い系、未成年の禁止行為、違法行為、薬物、生命の危機などについて作成されます。 4. このサービスについては、被保険者の同意が必須です。よって、保険契約者および被保険者の事前の話し合いが必要になります。 5. 利用は、携帯電話などの購入時にアプリを保険契約者および被保険者に入れて頂くことになります。なお、保険契約者は導入を選択することができます。 6. 悪用されないように対策がされています。 	保険契約者 被保険者



弁護士委任 前相談費用 保険金 <small>(親子のための就学 トラブル相談保険)</small>	最大10万円 自己負担割合 相談費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談を行った場合、当社が定める費用(電話代等の通信費または、対面等のための交通費を含みます。)を保険金として支払います。 2. 弁護士委任前相談は、保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 弁護士相談の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 4. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合相談費用を除いた額を相談した弁護士に保険金を直接支払います。 5. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りま。ただし、業務停止中の弁護士は除きます。 6. 日本の裁判所で行う裁判及び日本の法律に則るものに限ります。 7. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りま。 	保険契約者
--	------------------------------	---	-------

名称	保険金額	支払事由	保険金受取人
弁護士委任費用保険金 <small>(親子のための就学トラブル相談保険)</small>	最大200万円 ただし、着手金方式において経済的利益が計算できない場合は最大60万円 自己負担割合委任費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、弁護士委任前相談費用保険金の支払い対象となる相談を行った後に、保険契約者または被保険者が弁護士委任を行った場合は、当社が定める費用を保険金として支払います。 2. 弁護士を委任した際の弁護士報酬は、着手金方式または時間報酬制方式のいずれかの方式に対して保険金を支払います。なお、着手金方式と時間報酬制方式の併用はできません。 3. 弁護士報酬における着手金方式は、着手金、日当、実費を支払います。 4. 弁護士報酬における時間報酬制方式は、1時間当たりの委任事務処理単価である2万円に、その処理に要した時間（移動に要した時間を含む。）を乗じた額によって計算された額と実費を支払います。 5. 裁判外の委任における時間報酬制方式に関して、終了時期が明確でない場合は、保険契約者または被保険者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から90日経過した日の翌日をもって委任は終了したものとします。 6. 弁護士委任費用保険金は200万円を限度として支払いますが、着手金方式において経済的利益が算出計算できない場合は60万円を限度とします。 7. 弁護士委任の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 8. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 9. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合委任費用を除いた額を委託した弁護士に保険金を直接支払います。 10. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限ります。ただし業務停止中の弁護士は除きます。 11. 日本の裁判所で行う裁判及び及び日本の法律に則るものに限ります。 12. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限ります。 	保険契約者

保険料の払込等

保険料の払込については、次の内容にて引受けています。

契約年齢	満0歳～満17歳まで
保険期間・保険料払込期間	1年
更新の取扱	最長17歳まで補償を継続できます。
保険料払込回数	月払
保険料払込方法	クレジットカード払
診査	告知扱

責任開始日および保険期間

1. 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
2. 当社は、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額をクレジットカードにより払込んでもらい、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。
3. 当社は、保険契約の申込を承諾した日が、保険契約上の責任を開始する日であり、契約日になります。
4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
5. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
6. 当社の保険期間は契約日からその日を含めて1年間です。

！ 保険金をお支払いしない場合

本保険において、保険金を支払わない場合は次のとおりです。
(1) 免責事由は次のとおりです。

対人トラブル相談費用保険金(注1)

弁護士委任前相談費用保険金(注1)

弁護士委任費用保険金(注1)

転校費用保険金(注1)

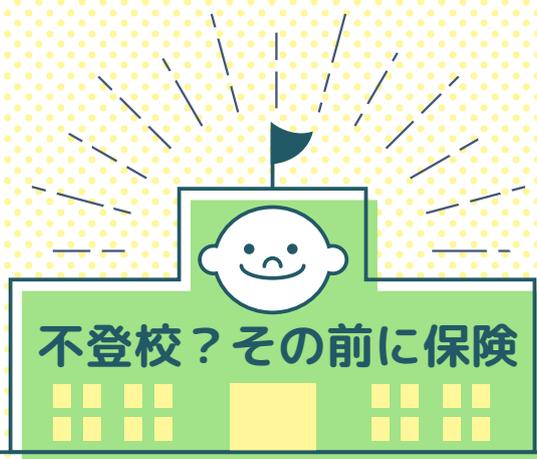
次のいずれかにより支払事由に該当したとき

1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為。
2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為。
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
4. 国または公共団体の強制執行または即時強制
5. 被保険者とその親族(注3)との間で生じた紛争。
(注3) 6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。

(注1) 被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として 保険金の請求、普通保険約款第10条(保険金の請求、支払の手続き)に基づき、対人トラブル相談費用保険金、弁護士委任前相談費用保険金、弁護士委任費用保険金、転校費用保険金において該当する保険金を支払います。

(2) 免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。

- ① 契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に遭遇していた場合、または保険契約者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に対して学校、法務局、または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
- ② 保険事故が発生する前に、カウンセラーへの相談、弁護士相談、弁護士委任、転校を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
- ③ 被保険者および保険契約者が、故意または重過失により事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示(改ざんを含みます。)を行った場合は、保険金を支払いません。



親子のための就学トラブル相談保険

まごころ少額短期保険株式会社

〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1
ウェルストン1ビル3階

お客様相談窓口

0570-550-514

電話受付時間 平日10:00~17:00

(土日休日 年末年始は休ませていただきます)

<https://www.magocoro-ins.com>

お問い合わせ先